

年金にも2月分から復興特別所得税2.1%が源泉徴収されます

○国税庁ホームページ

復興特別所得税関係（源泉徴収関係）

ここでは、復興特別所得税の源泉徴収に関する各種情報を掲載しています。

【制度概要】

「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成25年1月1日から施行されます。

このため、源泉徴収義務者の方は、**平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、その合計額を国に納付していただくこととなります。**

【情報】

[復興特別所得税の源泉徴収のあらまし（PDF/98KB）](#)

[復興特別所得税（源泉徴収関係）Q&A（PDF/277KB）](#)

[平成25年分 源泉徴収税額表](#)

（報道記事から）

○朝日新聞^{2012年12月31日} **所得税の復興増税、1月1日スタート 税額の2.1%分**

[東日本大震災](#)からの復興に使うお金に充てる、[所得税](#)の「復興増税」が1月1日からスタートする。住民税の増税は2014年6月から始まる。復興予算では、被災地以外に使われる流用が問題になっており、使い方を改めてチェックする必要があるようだ。

当初5年間で復興のために使う予算19兆円のうちの10.5兆円を復興増税でまかなう仕組み。[所得税](#)は13年1月から25年間、税額の2.1%分が、住民税は14年6月から10年間、年1千円が上乗せされる。[法人税](#)は12年4月から始まっており、3年間税額の10%分高くなる

○JCASTニュース

増税時代がやってくる！ 復興税、消費税、相続税に控除減、そして保険料アップ…

2013/1/23 20:11

消費増税や富裕層への課税強化が注目されるなか、2013年1月に導入された「復興特別所得税」（復興増税）をはじめとした「増税」が国民生活を苦しめはじめている。

健康保険や厚生年金保険などの保険料も引き上げられ、2014年には消費増税が待ち受ける。給与明細や家計簿を見て、思わずため息を漏らす人は少なくないはずだ。

1月から所得税額にプラス2.1%が加算

復興増税は、2013年1月からの所得税額に2.1%を加算した付加税として徴収される。たとえば、現

行の所得税率が5%（課税対象が195万円以下）だったら、0.105%（5%×2.1%）が加算されて5.105%となり、負担が増す。

「所得」に課税されるので、給与だけではなく退職金にもかかるし、株式の配当や預貯金の利子にもかかる。株式の配当でいえば、これまでの10%の源泉税率（住民税3%を除く所得税分に加算）が10.147%になり、預貯金は20%の源泉税率（住民税5%を除く所得税分に加算）が20.315%に増える。この状態が2037年12月31日まで、25年間も続くのだ。

さらに、2014年6月からは住民税分が増税され、納税者一人あたり年1000円が徴収されることになっている。景気が回復して給与がアップすれば、2.1%の増税も気にならないかもしれないが、給与は上がらない、預金金利は年1%も付かないのだから、これでは大変だ。

13年1月から、給与所得控除の上限額が245万円になったことも「増税」につながる。これまでは年収1000万円超の人は「収入金額×5%+170万円」が控除できたが、年収1500万円超の給与所得者はすべて245万円で「頭打ち」となり、負担が増えることになった。

1月1日以降に支払われる勤務5年以下の役員退職金の課税ベースを2分の1にする措置も廃止。たとえば4年間勤務して3000万円の退職金を受け取る役員の場合、退職金の2分の1の控除がなくなったうえに、所得税の2.1%の付加税を課せられるので、これまでよりも700万円前後も多く納税することになる。

厚生年金保険料、国民負担が毎年「自動的」に増える

給与から控除される健康保険料は、医療保険の厳しい財政状況に加え、高齢者医療への抛出などがますます増えることから、2011年度は9.48%、12年度にさらに増えて9.97%（東京都の場合）と、10%目前に迫っている。

40歳以上が負担している介護保険料は、2010年に1.19%から1.50%に値上げされ、11年には1.51%に、12年度はさらに1.55%となり、負担が増えた。

厚生年金保険料に至っては、保険料率を毎年0.354%ずつ、9月に引き上げることが決まっている。2013年には17.12%、14年は17.474%、15年は17.828%と上昇し、17年度以降は18.30%に固定される。国民の負担が自動的に増えるようになっているのだ。

消費税率は2014年4月に8%、15年10月に10%に引き上げる。富裕層への増税をめぐっては、15年に所得税の最高税率を現行の40%から45%に引き上げ、現在50%の相続税の最高税率も55%にするという。

大和総研は、すでに子ども手当の廃止と12年6月に住民税の年少扶養控除が廃止となった影響で、中学生の子ども1人あたり一律年3万3000円（非課税世帯を除く）の負担増になっている、と指摘する。

試算によると、消費税の10%増税が導入される2015年と11年を比べたとき、実質可処分所得は年収800万円のサラリーマン世帯（40歳以上の夫、専業主婦の妻と小学生の子ども2人）の場合で、41万2400円（6.43%）減少するという。このうち、消費税分の負担増は25万円、厚生年金保険料の負担増は5万6000円、子ども手当の減少分を5万4000円、年少扶養控除の廃止が6万6000円などとみている。

増税には、石油石炭税に上乘せし、12年10月に導入された「地球温暖化対策税」のように、モノの値段にハネ返るものもある。税負担が増え、物価も上がるとなると、真綿で首を絞められるようにジワジワと生活が苦しくなってくる。